

食料の安全保障を考える福岡県民ネットワーク設置要領

平成31年3月17日

第1条（目的）

福岡県の豊かな農林水産業と地域社会を守り、将来にわたって新鮮で安全安心な農産物が消費者の元に届くよう、我が国の食料安全保障を脅かす諸外国との通商協定から「国民の食と農や暮らし、いのち」を守るための国民合意を形成する運動に取り組み、国内対策や農産物貿易交渉等への意思反映を図ることを目的とする。

第2条（名称）

この会の名称を「食料の安全保障を考える福岡県民ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）」とする。

第3条（構成）

(1) このネットワークは、第1条の目的に賛同する各団体・組織・個人によって構成する緩やかな組織とする。

なお、運動の広範な展開を図るため、政党等の政治団体は参加できない。

(2) ネットワークへの参加は別紙1に定める参加申込書によって行い、疑義ある場合は委員長が決する。

第4条（役員）

(1) このネットワークに次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名

(2) 委員長は、農業団体を代表し福岡県農業協同組合中央会会長があたる。

委員長は、このネットワークを代表し、業務を統括する。

(3) 副委員長は、構成団体の代表者より委員長が選任する。

副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第5条（活動）

このネットワークは、農業者や消費者がわが国の食料や農業への関心を深め、食料安全保障等を考える機会を増やすため、以下の取り組みを実施する。

- ① 食料安全保障についての学習活動（学習会、シンポジウム等）の実施
- ② 食料自給率の向上にかかる諸々の取り組みの支援
- ③ 食にかかわる県民意識の喚起に向けた広報活動等の実施
- ④ 情報の収集・伝達
- ⑤ その他ネットワークの目的達成に必要な事項

第6条（経費）

このネットワークの活動資金のうち、委員長が必要と認めたものについては、福岡県農業協同組合中央会が負担する。

ただし、ネットワークの活動に必要な経費（旅費・日当等）については、各参加団体が負担するものとする。

第7条（事務局）

このネットワークの事務局を福岡県農業協同組合中央会内に設置する。

第8条（その他）

この要領に規定がない事項については、委員長が決定する。

【送付先】

〒810-0001 福岡市中央区天神4-10-12
福岡県農業協同組合中央会(JA福岡中央会)
農業対策部 宛て
FAX:092-724-1218

別紙 1

「食料の安全保障を考える福岡県民ネットワーク」参加申込書
(個人加入用)

平成 年 月 日

「食料の安全保障を考える福岡県民ネットワーク」設置要領第3条の規定に基づき、次のとおりネットワークへの参加を申し込みます。

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(〒 -)
連絡先	TEL : FAX : E-mail :

※ご記入いただいた団体や個人情報は、事務局が適切に管理します。
※これらの情報は、皆様のご承諾がない限り、第三者に提供いたしません。